

重要事項説明書

社会福祉法人 松寿会

かけはし

就労継続支援A型サービス

就労継続支援A型サービス

重要事項説明書

当事業所はご利用いただく方に対して、就労継続支援A型サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 松寿会
所在地	香川県坂出市大屋富町3100番地13
電話番号	0877(47)3501
代表者職氏名	理事長 松浦裕子
設立年月日	昭和62年12月25日

2. 事業所の概要

事業所名称	かけはし
所在地	香川県坂出市大屋富町3100番地13
電話番号	0877(57)3170
障がいサービス統轄責任者氏名	朝岡貴宏(兼務)
定員	20名

3. サービスの目的及び運営方針

目的	雇用契約に基づき、就労の機会を提供し、能力の高まったご利用いただく方の、一般就労を支援します。
運営方針	事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の法令を遵守し、ご利用いただく方が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき必要なサービスを適切にきめ細やかに行います。

4. 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)
管理者	1	
サービス管理責任者	1	
職業指導員	1	3
生活支援員		1

5. サービス実施地域

坂出市、丸亀市、高松市及び綾歌郡全域

6. 営業日及びサービス提供時間

営業日 年中無休

営業時間 平常時間 8時30分～17時30分

サービス提供日 年中無休

サービス提供時間 平常時間 8時30分～17時30分

のうち4時間以上8時間以下で雇用契約書に定めた時間

7. 設備の概要

作業場	2カ所	松ヶ浦荘・松寿荘と共用
休憩室	1カ所	
トイレ・洗面所	2カ所	
相談室	1カ所	

8. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

①相談及び援助

ご利用いただく方及びその家族が希望する生活やご利用いただく方の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

②訓練

一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。

③実習及び求職活動等の支援

公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、定着の為の支援を行います。

④委託業務 生産活動の機会を提供します。

- ア洗濯業務
- イ清掃作業
- ウその他施設内での業務

(2) 訓練等給付費対象外サービス(以下のサービスにつきましては実費を頂きます。)

①就労に向けての支援に必要な諸経費

就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用。

②日常生活上必要となる諸経費

ご利用いただく方の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用。

- ア日用品費
- イ保健衛生費
- ウ教養娯楽費

③社会生活上の便宜の供与等

日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、ご利用いただく方または家族が行うことが困難な場合、ご利用いただく方の同意を得て代行します。

④その他

- ア. サービス提供記録等の複写代
- イ. 証明書諸書類の発行代
- ウ. その他

⑤昼 食

希望により注文した昼食代

⑥送迎費用

事業所の自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を超えた地点から、往復1kmにつき50円とします。

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、ご利用いただく方の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しはご利用いただく方に交付いたします。

9. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

障害者以外の者の雇用	生産活動における作業員として障害者以外の者の雇用をする場合があります。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

喫 煙	所定の場所以外での喫煙は禁止しています。
貴重品の管理	貴重品は、ご利用いただく方の責任において管理していただきます。 自己管理のできない方につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします
宗教活動・政治活動、 営利活動	ご利用いただく方の思想、信仰は当然自由ですが、他のご利用いただく方に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
体調管理	風邪など病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

10. 訓練等給付費対象サービス内容の料金

(1) 訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、ご利用いただく方負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます) なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「8. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月 15日までにご請求しますので、その月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①ご利用いただく方指定口座からの自動振替

ご指定の金融機関口座から月1回引落します。

手数料は1回につき110円です(ご利用いただく方負担)

事前に申し込みをしていただきます。

②事業者指定口座への振込

下記口座へご利用いただく方の方がお振込み願います。手数料はご利用いただく方のご負担となります。

金融機関: 百十四銀行 坂出支店
普通預金 0619196

口座名義: しゃかいふくしほうじん しょうじゅかい りじちよう まつうらひろこ
社会福祉法人 松 寿会 理事長 松 浦裕子

③松ヶ浦荘事務所へ現金でご持参いただく

11. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①障害福祉サービス受給者証を交付され、訓練等給付費の支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、個人別支援計画等を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は訓練等給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、ご利用いただく方から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします

(2) サービスの終了

- ①ご利用いただく方が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、ご利用いただく方の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用いただく方やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、ご利用いただく方は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ご利用いただく方がサービス利用料金の支払いを6か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、お支払いいただけない場合、またはご利用いただく方やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

12. 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①ご利用いただく方が施設に入所した場合
- ②訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合
(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ご利用いただく方が亡くなった場合

13. 担当従業者の変更を希望される場合の相談窓口について

ご利用いただく方のご事情により、担当従業者の変更を希望される場合は、下記のご相談担当者までご相談ください。

- ① 相談担当者氏名 サービス管理責任者 藤川 泰英
- ② 連絡先電話番号 0877-57-3170
- ③ 連絡先FAX 0877-47-3119
- ④ 受付日および受付時間 月～土(午前9時～午後5時)

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ・事業者および事業者の使用する従業員は、正当な理由なくその業務上で知り得たご利用いただく方およびそのご家族などの秘密を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・事業者は、ご利用いただく方からあらかじめ文書で同意を得ない限り、他の障害福祉サービス事業者等に、ご利用いただく方の個人情報を提供しません。
- ・事業者は、ご利用いただく方およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物(電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・事業者が管理する情報については、ご利用いただく方の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。

15. 緊急時の対応について

ご利用いただく方に病状の急変、そのた緊急事態が生じたときは、主治医、協力医療機関、協力施設と連絡をとり、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

- ① 協力医療機関・・・公益財団法人 香川成人医学研究所 Wellクリニック
- ② 協力施設・・・・・・特別養護老人ホーム松ヶ浦荘

16. 事故発生時の対応

ご利用いただく方に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町、ご利用

いただく方のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用いただく方に対する就労継続支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ①損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険
- ②保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

17. 苦情の受付について

苦情やご相談は面接・電話・書面等により以下の専用窓口で受け付けます。

(1)苦情受付窓口

かけはし

電話番号 0877-57-3170

受付時間 月曜日～土曜日(午前9時～午後5時)

(2)社会福祉法人松寿会の苦情処理手順

①目的

社会福祉法人松寿会が運営する事業におけるご利用いただく方等からの苦情を適切に解決する体制を整備することにより、ご利用いただく方個人の権利を擁護するとともに、ご利用いただく方のニーズの把握や改善を行い、施設運営の適正化を目的とする。

○苦情解決責任者

かけはし

統轄責任者 朝岡 貴宏

○苦情受付担当者

サービス管理責任者 藤川 泰英

○第三者委員会委員

堤 美佐代 (元王越地区民生児童委員協議会会長) 080-3939-8374

綾野 恵三 (前松山地区民生児童委員協議会会長) 080-3553-8479

②苦情の解決方法

○苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

○苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

○苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ・第三者委員による苦情内容の確認
- ・第三者委員による解決案の調整、助言
- ・話し合いの結果や改善事項等の確認

③「福祉サービス運営適正化委員会」の紹介

かけはしで解決できない苦情は、香川県社会福祉協議会(連絡先 087-861-0545)に設置された運営適正化委員会に申出ることができます。

(3)事業所以外に、市町その他の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

【行政機関その他の苦情受付機関】

坂出市ふくし課	電話番号 0877-44-5007 受付時間 8時30分～17時15分
香川県国民健康保険団体連合会	電話番号 087-822-7435 受付時間 9時～17時
香川県健康福祉部	電話番号 087-831-1111 受付時間 8時30分～17時15分

18. 虐待の防止について

当事業所は、ご利用いただく方等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ ①③に関しての窓口、責任者等は上記の苦情受付と同一連絡先となります。

19. その他

(1)ご利用いただく方の障害福祉サービス受給者証の写しを保管します。

受給者証の種別記入欄は新規契約時、契約終了時に事業所印を押印します。

(2)ご利用いただく方との新規契約時契約終了時には「契約内容報告書(施設利用に関する報告書)」を市町に提出します。

令和 年 月 日

就労継続支援A型サービスご利用にあたり、ご利用いただく方に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 香川県坂出市大屋富町3100番地13

(名称) 社会福祉法人 松 寿 会
かけはし

(説明者) 職名 サービス管理責任者

氏名 藤川 泰英

印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける継続就労支援A型サービスの重要な事項について、事業者から説明を受けました。

ご利用いただく方

(住所)

(氏名)

印

代理人または立会人等

(住所)

(氏名)

印